第 40 回細胞検査士資格認定試験実施要領

（平成 19 年度）

日本臨床細胞学会・日本臨床検査医学会

第 40 回細胞検査士資格認定試験を下記のごとく実施する．第１次試験は関東・関西の２ヶ所にて同時に実施するので，受験者は希望受験地一つを選び申し込むこと．第２次試験は第１次試験に合格した者および第 39 回試験の第２次試験不合格で第 40 回試験の受験資格を有し，受験を希望する者を関東にて実施する．

1. **試験期日**：第１次試験･･･10 月 28 日（日）
   第２次試験･･･12 月 15 日（土），16 日（日）
   ※実施時間，場所などの詳細は受験票交付時に通知する．
2. **試験場所**：第１次試験･･･東京・大阪
   第２次試験･･･東京
3. **試験科目**：第１次試験･･･筆記，
   細胞像試験（カラープリント）
   第２次試験･･･実技
   ※第１次試験合格者について，第２次試験を行う．
   試験は別に定める「試験範囲」内で行う．
4. **受験資格**：次の一つに該当する者．
   (1) 臨床検査技師または衛生検査技師の資格取得後，平成 19 年 11 月 30 日までに主として細胞診検査実務に１年以上従事した者．
   (2) 臨床検査技師または衛生検査技師の資格を有し，日本臨床細胞学会認定の細胞診技術者養成機関癌研有明病院付設細胞検査士養成所（旧細胞診スクリーナー養成所、旧癌研究会附属病院付設細胞検査士養成所），大阪府立成人病センター内細胞検査士養成講習（旧細胞診スクリーナー養成講習），東京都多摩がん検診センター細胞検査士養成所（旧東京都健康推進財団細胞検査士養成講座旧細胞診スクリーナー養成所），杏林大学保健学部細胞検査士養成課程，藤田学園衛生技術短期大学細胞診スクリーナー養成所，北里大学医療衛生学部細胞検査士コース，山口大学医学部保健学科細胞検査士養成課程，群馬大学医学部保健学科細胞検査士養成コース，加計学園細胞病理学センター　を卒
   業した者．
   いずれの場合も所属機関長の発行する証明書を要する．
   (3) 平成 18 年度細胞検査士資格認定試験１次合格者、２次不合格者で平成 19 年度試験の受験資格を有し，受験を希望する者．
   (4) 4 年制大学で日本臨床細胞学会が認定した細胞検査士養成課程，杏林大学保健学部細胞検査士養成課程，北里大学医療衛生学部細胞検査士コース，山口大学医学部保健学科細胞検査士養成課程，群馬大学医学部保健学科細胞検査士養成コース，加計学園細胞病理学センター　修了者で大学卒業見込みの者．
   いずれの場合も所属学部長の発行する細胞検査士養成課程または，細胞検査士養成コース修了の証明書と卒業見込書を要する．
   (5) 一度細胞検査士資格を喪失した場合でも、細胞診専門医の推薦により、細胞診断業務に復帰できるとその所属長が判断した時から３年以内に２回まで、細胞検査士資格認定試験の１次試験を免除され、２次試験を直接受験できる．
5. **願書提出期限**：
   <u>平成 19 年 9 月 20 日（木）より 9 月 29 日（土）</u>
   までに簡易書留郵便で送付のこと（当日消印有効）．
   締切日をすぎたもの，あるいは直接持参したものは受け付けない．
   ※1 次試験免除の者（すなわち第 39 回１次試験合格者）も受験申込み手続きをすること．
6. **願書送付先**：
   〒170-0012 東京都豊島区上池袋 1-38-5
   アサマビル２F
   日本臨床細胞学会内
   第 40 回細胞検査士資格認定試験係
   TEL03-3915-1198
   （所定の同封 C 封筒を使用して送付すること）
7. **提出書類**：(1)所定の願書　(2)受験票
   (3)受験料払込受領証コピー
   (4)返信用封筒 A，B 各１枚
   「提出書類についての注意」を参照のこと．
8. **受験料**：31,500 円（うち 1,500 円 消費税分 5%）
   「提出書類についての注意」のうち，3．受験料の送り方を参照のこと．現金は受け付けない．いったん納入した受験料は返却しない．
9. **細胞試験係より送付する書類**：
   志願者は宛名記入の返信用封筒（長３封筒以上の大きさの封筒に 140 円切手を貼る）と 550 円*の定額小為替(郵便局取扱)をそえて申し込めば下記の書類を送付する．
   ＊500 円(願書料)とその消費税(25 円分)を除いた差額 25 円は切手にて返却する．

願書　資格認定制度
受験票　試験実地要領
受験料払込用紙　試験範囲
提出書類についての注意　封筒 A，B，C 各 1 通